

第 15 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、保健総合センター又は地域生活支援センター」を
削る。

第 5 条第 1 項第 1 号中「保健衛生施設」を「保健所」に改め、同項第
2 号中「又は保健総合センター」を削る。

第 11 条第 1 項中「心身障害者の指導」を「心身障害者（児）の指導」
に、「生活実習訓練」を「生活適応訓練」に、「授産指導」を「就労能力
の向上を図るための指導」に改める。

付 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出
いたします。